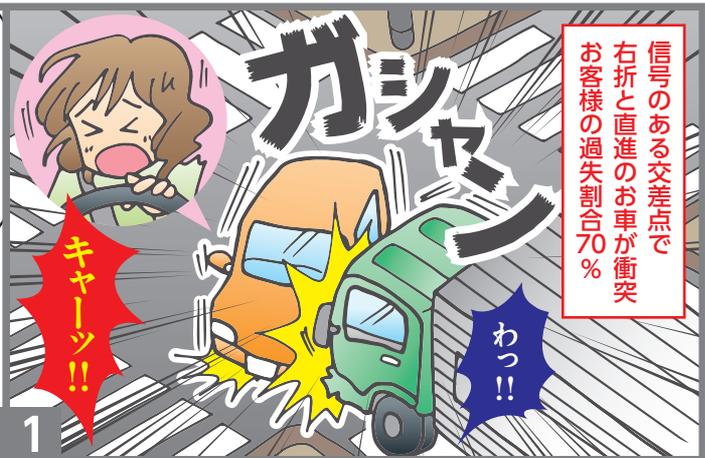
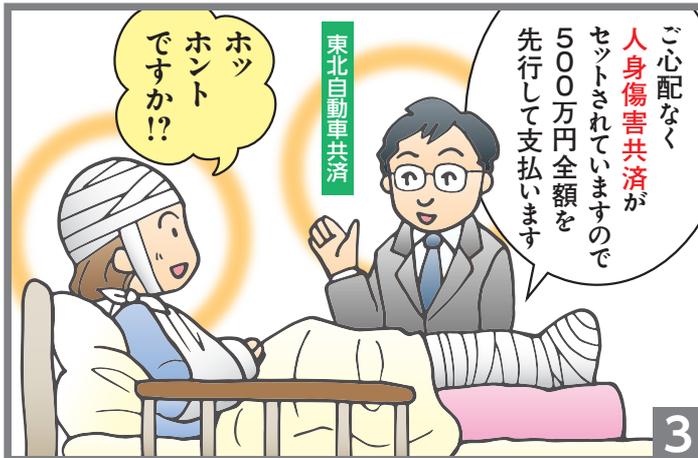


自動車事故により死傷してしまった場合、
お客さま自身とご家族、乗車中の方を守る

東北自動車共済の人身傷害共済

過失のある自動車事故により死傷された場合の自己負担の解消、
円滑な共済金受取のために、「人身傷害共済」をおすすめします



「過失のある事故で、治療費支払や自己負担額が心配…」
「相手方の保険会社との示談交渉が不安…」



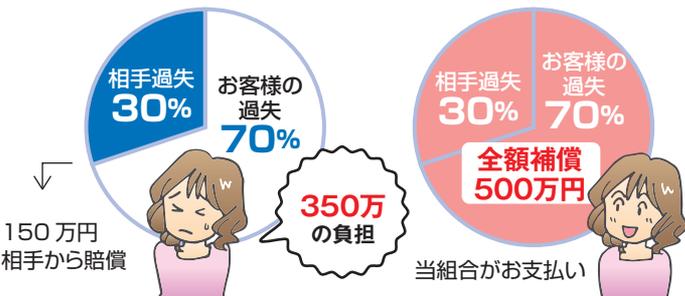
このような事故のとき、相手方との示談の結果を待たずに共済金をお受け取りいただくことができるのが「人身傷害共済」です。

◆当共済組合がおお客様の過失分も含めて補償※1します。

交通事故で負ったケガ※2などの総損害額※3をご契約金額の範囲内で補償します。※下記の例は当組合の算定基準によるものです。

例 事故で相手との過失割合が70：30。
お客様の総損害額が500万円だった場合。

人身傷害をセットしていない 人身傷害をセットしている



◆事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がおお客様の総損害額※3に対し直接共済金をお支払いします。



- ※1 労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。
- ※2 ケガの治療を受ける場合には、健康保険などの公的制度をご利用ください。
- ※3 総損害額の認定は自動車共済約款にもとづき、当組合で行わせていただきます。

年間約3,500件の事故に「人身傷害共済」が役立っています (令和3年度全国計)

オプション 人身傷害車外事故特約

人身傷害共済で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

❗ 契約者が法人の場合は、個人被共済者を設定しているご契約のみセットする事ができます。

◆補償の概要

ご契約中の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる治療費や逸失利益などについて、1回の事故につき被共済者1名ごとに、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

○：補償します ×：補償しません

補償の対象 ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客様ご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故 	他の自動車※2に搭乗中の事故 	歩行中の自動車事故および自転車などを運転中の自動車事故 
基本補償（搭乗中のみ）	○	×※3	×
人身傷害車外事故特約セット	○	○	○

❗ ※1 「お客様ご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

①記名被共済者、②①の配偶者、③①または②の同居のご親族、④①または②の別居の未婚のお子様

※2 「他の自動車」に記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。

※3 他車運転特約により、補償の対象となることがあります。ただし、「他の自動車」が自家用8車種の自動車での運転中の場合に限りです。

◆お支払いする共済金

共 済 金

入院・通院された場合

治療費などの実費 休業損害 精神的損害 など

後遺障害を被られた場合

治療費などの実費 精神的損害 将来の介護料
逸失利益(労働能力を喪失したことにより失った将来の収入) など

お亡くなりになった場合

治療費などの実費 精神的損害 葬儀費用
逸失利益(お亡くなりになったことにより失った将来の収入) など

入通院定額給付金

入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金として10万円をお支払いします。

❗ 他の自動車共済契約等によって既に払われた共済金がある場合は、その額を差し引いて共済金をお支払いします。

オプション 人身傷害 入通院定額給付金対象外特約

❗ 搭乗者傷害共済の医療共済金との重複を解消する特約です。

【参考】 搭乗者傷害 医療共済金

入通院日数が5日以上となった場合は、被共済者が被った傷害の内容に応じて、医療共済金10万円～100万円をお支払いします。

◆「人身傷害共済」と「搭乗者傷害共済」の違いとポイント

	人身傷害共済	搭乗者傷害共済
共済金のお支払方法	■実損払 治療費、休業損害、逸失利益など実際の損害に対し、当組約款基準にもとづいて算出した金額を共済金額を上限にお支払いします。	■定額払 事故の日から180日以内の傷害の部位・症状に応じて共済金をお支払いします。
ポイント	■自己負担額がゼロ 損害額についてほぼ全額補償され、最終的にお客様の自己負担がほとんどありません。 ※損害額が共済金額を上回る場合には、お客様の自己負担が発生することがあります。	■支払いがスピーディ かかった実費に関わらず定額でお支払いしますので、治療中でもスピーディに共済金をお受け取りいただけます。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、代理所または東北自動車共済協同組合にお問い合わせください。



東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL：022-264-1188 FAX：022-264-1166
ホームページ：https://www.tohokujikyo.jp/

●お問い合わせは（代理所）